

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ 周南市犯罪被害者等見舞金・助成金のご案内

犯罪行為により被害にあわれたご本人やご遺族に見舞金等を支給します。
(令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象です。)
詳しくは下記窓口へお問い合わせください。



対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為
(正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く)

見舞金

種 類	金 額	対 象 者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により死亡した犯罪被害者（死亡時に周南市民）の第一順位遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病（療養1ヶ月以上かつ入院3日以上を負傷又は疾病）を負った犯罪被害者で犯罪被害を受けた時に市民であった者
精神療養見舞金	5万円	犯罪行為により重傷病（療養1ヶ月以上かつ3日以上労務に服することができない程度の精神疾患）を負った犯罪被害者で、犯罪被害を受けた時に市民であった者
性犯罪被害見舞金	10万円	性犯罪被害（不同意性交等、監護者性交等、強盗・不同意性交等及び同致死）を受けた時に市民であった者

助成金

種 類	金 額	内 容	対 象 者
生活サポート費の助成	上限 3,000 円/時間 (上限 30 時間)	次のサービスを利用する場合の費用の助成 ・家事援助 ・外出援助 ・育児及び介護援助	犯罪被害時及び申請時に市民であって、次のいずれかに該当する者 ・犯罪被害時に犯罪被害者と同居していた遺族 ・犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族 ・性犯罪の被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族
一時配食費の助成	上限 1 人 1 回 1,000 円/日 (犯罪被害を受けた日から 30 日以内)	一時配食サービスを利用する場合の費用の助成	犯罪被害時及び申請時に市民であって、次のいずれかに該当する者 ・犯罪被害時に犯罪被害者と同居していた遺族 ・犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族 ・性犯罪の被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族
一時保育費の助成	上限 2,000 円/日（上限 10 日）	一時的な預かり保育を利用する場合の費用の助成	申請時に市民であって、犯罪被害者等の就学前の子を監護する者
一時居住費の助成	上限 20 万円 (宿泊の場合、1 人 1 夜につき上限 1 万円)	一時居住のため施設等を利用する場合における次の費用の助成 ・ホテル又は旅館の宿泊料 ・建物賃貸借に係る賃料	犯罪被害時及び申請時に市民であって、次のいずれかに該当する者 ・犯罪被害時に犯罪被害者と同居していた遺族 ・犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族 ・性犯罪の被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族 ・放火の被害者及び同居（犯罪被害時から申請時まで）している家族
法律相談費の助成	上限 1 万 5,000 円/回 (上限 3 回)	弁護士に法律相談する場合の費用の助成	・遺族である市民 ・犯罪被害時及び申請時に市民であって、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は申請時に市民である家族 ・犯罪被害時及び申請時に市民である性犯罪の被害者又は申請時に市民である家族
弁護士費用の助成	・裁判員裁判 (上限 20 万円) ・裁判員裁判以外の裁判 (上限 10 万円)	刑事裁判において被害者参加制度を利用して被告人質問等を行う犯罪被害者等が裁判に参加することに関し弁護士へ委託する場合の費用の助成	・遺族である市民 ・犯罪被害時及び申請時に市民であって、犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は申請時に市民である家族 ・犯罪被害時及び申請時に市民である性犯罪の被害者又は申請時に市民である家族

お問合せ先

周南市犯罪被害者等総合的相談窓口：生活安全課（市民相談センター）
〒745-8655 周南市岐山通1-1 周南市役所2階
TEL：0834-22-8320 MAIL：shiminsodan@city.shunan.lg.jp

周南市ホームページ

